

川崎市公告(調達)第285号

令和6年9月10日川崎市公告(調達)第257号を次のとおり変更します。

令和6年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

変更前

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(2) 入札参加者の参加資格要件

イ 入札参加者の参加資格要件(業務別)

(ア) 設計業務に当たる者

- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」として登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に継続登録すること。

(イ) 解体・撤去業務に当たる者

- b 市の令和5・6年度工事請負有資格業者名簿において、業種「解体」種目「解体」として登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度工事請負有資格業者名簿に継続登録すること。

(ウ) 建設業務に当たる者

- b 市の令和5・6年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」として登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度工事請負有資格業者名簿に継続登録すること。

(エ) 工事監理業務に当たる者

- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」として登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に継続登録すること。

(オ) 維持管理業務に当たる者

- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度業務委託有資格業者に継続登録すること。

(カ) その他業務に当たる者

その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。なお、本事業契約は令和7年度に締結する予定であるため、令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に継続登録すること。

ウ 市の入札参加資格を有さない者の参加

市の令和５・６年度競争入札参加資格名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査資料の提出期限までに登録認定を受けていること。登録を認められなかった場合は、入札の参加資格を欠くものとする。

エ 入札参加者の制限

(タ) 参加グループの構成員が、他の参加グループの構成員と資本関係^{※２}又は人的関係^{※３}にある者。

※３ 人的関係とは

- ・市の令和５・６年度競争入札参加資格名簿及び令和７・８年度競争入札参加資格名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

オ 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。

ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。

変更後

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(２) 入札参加者の参加資格要件

イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

(ア) 設計業務に当たる者

- ｂ 市の令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」として登録されていること。

(イ) 解体・撤去業務に当たる者

- ｂ 市の令和５・６年度工事請負有資格業者名簿において、業種「解体」種目「解体」として登録されていること。

(ウ) 建設業務に当たる者

- ｂ 市の令和５・６年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」として登録されていること。

(エ) 工事監理業務に当たる者

- ｂ 市の令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」として登録されていること。

(オ) 維持管理業務に当たる者

- ｂ 市の令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

(カ) その他業務に当たる者

その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

ウ 市の競争入札有資格業者名簿に登録のない者の参加

市の令和5・6年度競争入札有資格業者名簿に登録されていない者で、入札の参加を希望する者は、資格審査書類の提出期限（令和6年11月14日（木））までに財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を行うこと。

エ 入札参加者の制限

(タ) 参加グループの構成員が、他の参加グループの構成員と資本関係^{※2}又は人的関係^{※3}にある者。

※3 人的関係とは

- ・市の令和5・6年度競争入札有資格業者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

オ 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日とする。

ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。